

「荒川水系河川整備計画（原案）」について、
関係都県からいただいたご意見

- ① 第3回荒川河川整備計画関係都県会議 議事録
- ② 追加意見等

国土交通省関東地方整備局

第3回荒川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより第3回荒川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

私は、本日進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官、高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせいたしましたが、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、本日は、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することとしております。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、別室への中継映像の配信をお願いいたします。

それでは、準備が整いましたので、会議を進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

お手元のほうに頭紙で資料の目録が1枚ございまして、次に議事次第、それから名簿、座席表、荒川河川整備計画関係都県会議規約、それから資料1といたしまして、荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】(原案)というのが一つございまして、次に1枚紙になりますが、資料2と右上に書いてあります当面の進め方、それからカラーで参考資料1として、原案の概要、参考資料2-1として、骨子について学識経験を有する者、関係する住民、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方。

それから、参考資料2-2として、学識経験者からいただいたご意見、参考資料2-3として、関係する住民の方からいただいたご意見、参考資料2-4として、関係都県の方からいただいたご意見として、第1回、第2回の関係都県会議の議事録と、追加意見を掲

載したものを。

それから、参考資料3として、A3の荒川における新たな流出計算モデルについて、同じくA3で参考資料4として、荒川における河川整備の効果について配らせていただいております。

配付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長、光成よりご挨拶を申し上げます。

○河川部長

おはようございます。本日は、ご多忙の中「第3回荒川河川整備計画関係都県会議」にご出席いただきありがとうございます。

荒川の河川整備計画に関しましては、2月9日に、当会議を設置・開催し、3月23日の会議では、「荒川河川整備計画（骨子）」をお示しいたしました。骨子の公表後、関係都県のみなさま、関係する住民の方、有識者会議の委員のみなさまからご意見を頂いており、これらのご意見も踏まえ、荒川水系河川整備計画（原案）をとりまとめました。

本日は、この原案と当面の進め方についてお示しさせて頂くとともに、新たな試みとして、原案に定めた施設整備が完了した場合の水害リスクの変化を提示させて頂きます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○河川調査官

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは、議事に進みたいと思います。お手元にお配りしております議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

3. 荒川水系河川整備計画（原案）

○河川調査官

議事次第3について、説明をいたします。よろしく申し上げます。

○河川計画課長

河川計画課の出口でございます。どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

始めに、本日皆様のお手元にお配りしている資料及び参考資料について、全体を一通り説明させていただきたいと思います。

資料1は、「荒川水系河川整備計画（原案）」でございます。原案の本文につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に資料2でございます。「当面の進め方」という1枚紙をお配りしてございます。こちらについても後ほど説明させていただきます。

続いて、参考資料でございます。参考資料1をご覧ください。「荒川水系河川整備計画（原案）の概要」という資料でございます。

参考資料1は、「河川整備計画（原案）」の本文の内容を概要としてパンフレット形式でまとめた資料となっております。1枚めくって頂きまして、1ページ、2ページをご覧ください。

資料の構成として、左上に「1. 荒川の概要」と記載してございまして、その下に、「1.1 荒川の流域及び河川の概要」、2ページには「1. 2 治水の沿革」、「1. 3 利水の沿革」、「1. 4 河川環境の沿革」というように、タイトルを記載しております。

このタイトルは、資料1の「河川整備計画（原案）」の本文の章立てと一致させた構成

としております。また、内容についても、河川整備計画（原案）に記載している記述のうち、主立った内容を引用しており、現状と課題や骨子の際にお示しした図や写真等を掲載しながら、原案の内容について、できるだけわかりやすくお示しできるよう作成しているものでございます。

次に、参考資料2でございます。参考資料2-1から2-4は、3月に公表しました荒川河川整備計画（骨子）に対して、これまでに学識経験を有する者、関係する住民、関係都県からいただいたご意見と、それに対する私どもの考え方をお示しした資料でございます。

まず始めに、参考資料2-2をご覧ください。参考資料2-2は、学識経験を有する者からいただいたご意見を取りまとめた資料でございます。内容は、既にホームページでも公表している、第1回から第3回までの有識者会議の議事録でございます。

続いて、参考資料2-3をご覧ください。参考資料2-3は、関係する住民からいただいたご意見を取りまとめた資料でございます。1枚めくって頂きまして、1ページをご覧ください。

3月23日から4月21日まで行った意見募集の概要でございます。「2. 意見の概要」に記載してございますが、20通のご意見をいただいております。ご意見をいただいた方の属性として、県別、年代別、性別の意見数をまとめております。2ページ以降は、いただいた意見提出様式でございます。

次に、参考資料2-4をご覧ください。参考資料2-4は、関係都県からいただいたご意見を取りまとめた資料でございます。内容は、既にホームページでも公表している第1回、第2回の本関係都県会議の議事録と、皆様方からいただいた追加意見等でございます。

2回分の議事録のあとに埼玉県さんと関係市町村からの意見、東京都さんと関係市区から頂いたご意見でございます。

戻っていただいて、参考資料2-1をご覧ください。参考資料2-1は、ただいまご説明させて頂いた、荒川河川整備計画（骨子）に対する意見と、それに対する私どもの考え方をお示しした資料でございます。

1枚めくって頂きまして、1ページをご覧ください。資料の構成として、一番左側の列に「荒川河川整備計画（骨子）」の章節、真ん中の列に、頂いたご意見の概要、一番右側の列に私どもの考え方を整理してお示ししているものでございます。

それぞれ、頂いたご意見については、その論点を体系的に、頂いたご意見の概要として

整理した上で、ご意見の概要ごとに私どもの考え方をお示ししてございます。

続きまして、原案の本文についてご説明させていただきます。お手元に、資料1「荒川水系河川整備計画（原案）」をご用意下さい。一枚めくって頂き、目次構成をご覧頂きながら、原案作成までの経過について、説明をさせていただきます。

今年2月に本会議を発足し、第1回の会議では「荒川の現状と課題」を、2月の第2回の会議では「荒川河川整備計画（骨子）」をお示しました。関係都県の皆様方からご意見を頂くとともに、有識者会議の開催のほか、関係する住民の方への意見募集を行い、先ほどご説明させて頂いたように様々なご意見を頂きました。

本日お示しております河川整備計画（原案）は、骨子の段階でお示した章立てに、「現状と課題」、「骨子に対するご意見」を踏まえ、具体の施行の場所等を盛り込んでまとめたものでございます。

本日は時間の関係もございましたので、ポイントを簡潔にご説明させていただきたいと思っております。

1ページをご覧下さい。第一章は、第1回会議の「現状と課題」でお示した荒川の概要をまとめて記載したものでございます。

めくって頂き、7ページから治水の沿革、9ページ5行目から過去の主な洪水、12ページから利水の沿革、15ページから河川環境の沿革と、第一章には荒川の流域及び河川の概要や沿革としてこれまでの取り組みなどをまとめて記載しております。

17ページをご覧下さい。第二章は、第1回会議の「現状と課題」でお示した河川整備の現状と課題を記載したものでございます。

2.1には、堤防の整備状況をはじめ、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」をまとめて記載しております。

19ページをご覧ください。2.2には、主要地点の流況や水利用の状況など、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」をまとめて記載しております。

21ページをご覧下さい。水質、自然環境、河川空間の利用、景観など、「河川環境の整備と保全に関する現状と課題」をまとめて記載しております。

26ページをご覧下さい。2.4には、河川の維持管理や危機管理など、「河川維持管理の現状と課題」をまとめて記載しております。

29ページをご覧下さい。気候変動への対応など、「今後取り組むべき課題」をまとめ

て記載しております。

31ページをご覧ください。第三章は、第2回会議の「河川整備計画（骨子）」でお示した、計画対象区間を表でお示するとともに、計画対象期間を概ね30年とすることなどを記載しております。

33ページをご覧ください。第四章は、第2回会議の「河川整備計画（骨子）」でお示した、「河川整備計画の目標に関する事項」をお示しております。整備計画全体を通しての目標を記載しております。

34ページをご覧ください。ここでは、「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」として、6行目でございますが、「荒川の重要性を考慮して、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水が発生しても災害の発生の防止を図る」とし、35ページに計画流量図を記載しております。

36ページをご覧ください。ここでは、「4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」として、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量を地点別、期別に記載しております。

37ページをご覧ください。ここでは、「4.3 河川環境の整備と保全に関する事項目標」として、水質や自然環境の保全等の目標を記載しております。

38ページをご覧ください。第五章は、「河川の整備の実施に関する事項」として、第2回会議の「河川整備計画（骨子）」でお示した実施に関する事項の概要に加え、各事項の具体的な整備メニューの施行の場所を記載しております。

38ページの22行目からの「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」には、洪水や津波、高潮等に関する工事の目的や種類及び施行の場所等を記載してございます。

23行目から「(1) 洪水等を安全に流下させるための対策」として、「1) 堤防整備」を記載しており、次のページをご覧くださいと、堤防整備に係る施行の場所を表に記載しています。

同様に、41ページから「2) 河道掘削」を、12行目以降に「3) 橋梁架替」を、42ページから「4) 橋梁部周辺対策」を、9行目から「5) 洪水調節容量の確保」として43ページに3カ所の新規調節池を記載しております。

次に、44ページから「(2) 浸透・侵食対策」を、11行目から「(3) 高潮対策」を、17行目からは「(4) 超過洪水対策」を記載しております。

45 ページから「(5) 地震・津波遡上対策」を記載しております。

47 ページの7行目から「(6) 内水対策」、15行目から「(7) 危機管理対策」を記載しております。

51 ページをご覧ください。ここからは、「5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に関する施行の場所等を記載しております。6行目からは、「5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項」に関する施行の場所等を記載しております。

53 ページからは、「5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」をそれぞれの事項毎に記載しています。13行目からは、「5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」として、洪水、津波、高潮等に関する河川の維持について記載しております。

ページを飛んでいただき、64 ページをご覧ください。26行目からは、「5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」について記載しております。

一枚めくって頂き、65 ページ、4行目からは「5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項」について、それぞれ河川の維持に関する内容について記載してございます。

68 ページをご覧ください。第六章には、「その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」を記載しております。こちらは、「6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」、「6. 2 地域住民、関係機関との連携・協働」、「6. 3 ダムを活かした水源地域の活性化」、「6. 4 治水技術の伝承の取り組み」など、総合的な観点からの取り組みが必要な内容について記載してございます。

また、一枚めくって頂きますと計画対象区間を示した図面をつけてございます。

これ以降の本文の最後の資料でございますが、こちらには附図として、計画諸元表などの図面等をつけてございます。

資料1の説明については以上でございます。

4. 当面の進め方

○河川計画課長

続いて、当面の進め方について御説明をさせていただきます。資料2、A4縦の資料をお手元に御用意ください。

当面の進め方でございますが、本日のこの会議でお示しをさせていただきました荒川水系河川整備計画（原案）について、意見をお聞きします。

二つ目の四角でございますが、来週25日に第4回荒川河川整備計画有識者会議を開催し、意見を伺います。

三つ目の四角でございますが、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を11月下旬から12月下旬までの約1カ月間行う予定でございます。

四つ目の四角でございますが、公聴会について記載してございます。

一つ目の丸でございますが、「公聴会における公述人の募集」を行います。公述対象者は、埼玉県、東京都に在住の方を対象として、11月下旬に募集を開始する予定としてございます。

二つ目の丸に公聴会の概要を示していますが、開催日につきましては12月下旬に、埼玉県川越市と東京都北区の2会場を予定しております。

資料2「当面の進め方」につきましては以上でございます。

続きまして、参考資料3「荒川における新たな流出計算モデルについて」をご覧ください。

荒川においては、平成18年度に河川整備基本方針を策定しております。

基本方針の検討以降、合角ダムと滝沢ダムの完成により流出計算モデルに使用する定数等の検討が可能となる流量観測地点が増え、新たな洪水データの取得ができるようになり、比較的規模の大きい洪水である平成19年9月洪水を経験しました。

整備計画策定の検討にあたっては、この洪水を踏まえた流出計算モデルを構築して再現性を確認したところ、精度が向上する結果を得ることができました。

なお、この新たな流出計算モデルは、日本学術会議で審議された利根川と同様の手法で構築したものでございます。

1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。流域分割図と流出モデル図がございます。荒川では、このモデルをもとに流出計算を実施しています。基準地点岩淵の上流域を、34の小流域と19の河道に分割してモデルを構築しました。

以降の2ページから7ページまでに具体的な定数設定等の説明をお示しており、設定した定数をもとに再現性を確認し、計画の目標流量の算定を実施しております。

8ページに平成11年9月洪水、9ページに平成19年9月洪水の再現性の確認結果でございます。10ページをご覧ください。

10ページは、河川整備計画の目標とした昭和22年9月洪水の流出計算結果をお示し

しており、左下の②計算結果の記載のとおり、岩淵地点におけるピーク流量は、約11,500m³/sとなったことをお示ししております。続いて、11ページをご覧ください。

11ページには、確率降雨量の算定についてお示ししております。①の3)に記載のとおり、1/200年超過確率の流域平均3日雨量は、516mmとなったことをお示ししております。続いて、12ページをご覧ください。

12ページは、総合確率法による確率流量算出のための流出計算結果を示しており、次の13ページをご覧くださいと、岩淵地点の1/200確率流量が約13,900m³/sという結果となり、内水参加量を加え、岩淵地点の基本高水のピーク流量が約14,800m³/sという結果になったことを示しております。

以上が「荒川における新たな流出計算モデルについて」でございます。

続いて、参考資料4、「荒川における河川整備の効果について（水害リスクの評価（試行））」をご覧ください。

一枚めくって頂きますと、本資料公表の背景について記載してございます。平成28年8月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～」が答申されました。

答申には、想定し得る最大規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面から対策を進めていくことが示されています。

今回提示する資料は、河川整備計画（原案）に定めた施設整備が完了した場合の水害リスクの変化を試行的に提示するもので、国が管理する河川では全国初の試みでございます。2ページをご覧ください。

2ページは、検討の計算条件をまとめており、確率規模別の外力条件を1/50から1/1,000までの4段階で設定しています。3ページをご覧ください。

3ページは、先ほど説明した河川整備計画（原案）に盛り込んだ事業メニューを図示しており、次の4ページは、荒川の地形を考慮し、リスク評価を行う際の氾濫シミュレーションのブロック分割図をお示しています。続いて、5ページをご覧ください。

5ページからが、水害リスクの評価結果となっており、5ページはR1ブロックの結果でございます。

上段には、確率規模毎に現況と河川整備計画メニュー整備後の最大浸水深図を図示して

おり、下段には、その結果として想定される被害額、水深3m以上の面積、水深3m以上となる区域の人口をお示しています。

赤色ハッチの被害額をご覧頂きますと、1/100の整備計画規模では、赤の現況では8兆円強の被害額が想定されますが、青の河川整備計画メニューの整備後では被害が発生しない結果となっており、整備による効果が確認できます。

また、1/200の基本方針規模や1/1,000の想定最大規模では、被害額が赤の現況では増大し、青の河川整備計画メニュー整備後でも被害が生じる結果となっております。

施設整備により被害額が減少する効果は確認できるものの、計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る規模の洪水等が発生した場合には、水害リスクがあることが分かります。水深3m以上の面積、水深3m以上となる区域の人口も、同様の結果でございます。

続く6ページはR2ブロック、7ページはR3ブロック、8ページはL1ブロック、9ページはL2ブロックの結果をまとめており、同様に施設整備によって水害リスクが小さくなっていることを確認しております。

この水害リスクの評価により、上下流・本支川のバランスなどに留意しつつ着実にハード対策を進めるとともに、計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る規模の洪水等の発生に備え、ソフト対策などの地域における防災力の向上等を図っていく必要があると考えております。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

私どもで用意しました資料、議事次第の3、それから議事次第4につきまして、資料は以上となります。

それではご説明いたしました内容につきまして何かございましたら、挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、所属とお名前の後に、ご発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課長（代理）

埼玉県県土整備部参事の常山です。

整備計画の内容についての意見の前に、確認をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明ありました、参考資料2-3というのと、当面の進め方にも関連するのですが、荒川の関係する住民からいただいたご意見を見させていただきました。具体的に申しますと、3番の方、4番の方、5番の方、その後6番の方、3番の方は黒で塗られているのでその先はわかりませんが、長野県長野市ということ、4番の方は神奈川県藤沢市、5番の方は千葉県習志野市、6番は埼玉県三郷市の方となっています。

この方々は荒川の関係する住民という対応になるのか、あるいは意見をいただいたということで記載されているのか、そこを確認したい。資料2でも公述対象者で埼玉県・東京都となっていますが、具体的に申しますと埼玉県では荒川流域ではない江戸川・利根川流域の方、あるいは東京都でも多摩川流域の方がいますけれども、そういった方々の公述も認めるのか、事務的な話になりますけれども、確認させてください。

○河川調査官

今、埼玉県さんからご質問いただいた件でございますが、いわゆるパブリックコメント、意見募集については埼玉県、東京都に在住の方以外の方からも意見募集をしております。

それから公述人については、資料2に書いてありますが、11月下旬から募集の開始をする予定としており、記載のとおり埼玉県・東京都に在住の方を対象として、募集する予定としております。

それ以外、ございますでしょうか。東京都さん、お願いします。

○東京都建設局河川部計画課長（代理）

東京都建設局計画課長の島津と申します。

今日は局長の佐野が所用で来られませんので、代理で出席させていただいております。

ご案内のとおり、東京都東部低地帯は、いわゆるゼロメートル地帯を抱えておりまして、そこに住む都民の皆さんの安全を確保するために、耐震対策というのは非常に重要かというふうに考えておりまして、東日本大震災を踏まえて、東京都では最大級の地震が来た場合にでも、安全が確保できるようにということで、今、鋭意堤防や水門等の耐震・耐水対策を進めているところです。

ゼロメートル地帯というのは、荒川のまさに最下流部にあるということで、今のご説明

の中でも津波遡上対策、耐震の話も記載されているところなんですけども、その耐震対策を進める上で、外力の設定についての考え方をお示しいただけたらということについてと、それからもう一つ、耐水対策について、その対策の内容を具体的にお示しいただけたらというところでございます。

もう1点ございまして、本年9月に鬼怒川で大規模の水害が発生いたしました。洪水、津波、高潮等の災害から安全・安心を守るために、今後引き続き上下流、それから左右岸のバランスに配慮しながら、一層の整備推進を図っていただきたいというところでございます。

最後になりますけれども、当面の進め方もあわせてお話をさせていただきますと、地元調整等確実に図りながら、早期の整備計画の策定に向けて、必要な手続を確実に進めていっていただきたいというふうに要望して、ご意見とさせていただきます。

○河川調査官

ありがとうございました。埼玉県さん。

○埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課長（代理）

中身についての県としての意見を述べさせていただきたいと思います。

かなり細かい話になって恐縮でございますけれども、具体的に申しますと原案の38ページに、5の河川の整備の実施に関する事項というのがございます。5. 1. 1の洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項の堤防整備、この38ページの次の39ページの個表のところ、下の※のところ、「堤防の整備に伴い改築が必要となる水門、樋門・樋管等については、関係機関と調整の上、施行を行う。」という記載がございます。また47ページですけれども、5. 1. 1（6）内水対策、ここも表5-12の下に「今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても内水対策の施行することがある。」という記載がございます。

本県で管理しています荒川の支川の一級河川、江川でございますけれども、今年の7月の台風11号で、地域の高校生が洪水に流されてお亡くなりになるという、大変痛ましい事故が発生してございます。改めてご冥福をお祈り申し上げるところでございますけれども、県としましてはこういった江川の対策について、急務と考えてございます。江川の排水先につきましては、荒川の宮下樋管から排水をさせていただいておりますけれども、この整

備について今表にありませんが、今後計画への位置づけについてご検討をお願いしたいと思っております。

また、江川の洪水による道路冠水、これは地域で数々の市道・県道が冠水しております。そういったことで地元の市は対応に大変苦慮しておりますので、この宮下樋管の合流点地域でポンプ排水など、内水対策、こういったものが必要とも思っておりますので、今後計画への位置づけについてご検討、ご配慮をお願いしたいと思っております。

当面の進め方につきましては、計画づくりについて今、申し上げたように、県内の市町村の意見も重要でございますので、意見を聞く場、また説明をしていただく時間を確保いただければと思います。

また、太郎右衛門や我々の管理します江川の下流部で自然環境豊かな地域がございます。そういったところで環境保全に関して、積極的にかかわっている地域住民の方がいらっしゃいます。こういった住民の皆様と一緒に、地域の自然環境の保全に県としても一緒になって努めていきたいと思っております。事業再評価でも太郎右衛門の事業で先日、審議がございましたけれども、改めて継続的に進めていただければと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、東京都さん、それから埼玉県さんからいただいた意見に、私のほうから何点かコメントをさせていただければと思います。

まず整備計画の原案の内容につきまして、耐震対策、それから耐水の対策、樋管等の改築につきまして、内水対策等、様々なご発言をいただきました。原案でお示しした水門等の耐震対策については、いわゆるレベル2地震動を対象として対策を進めてまいります。それから耐水対策につきましては、堤防決壊等により、排水機場が浸水した場合においても排水機能を発揮できるような対策、そういった検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから宮下樋管の改築、内水対策の関係でございますが、これにつきましても記載のとおり、関係機関と十分調整を図っていきたいと考えてございます。

それから荒川の治水対策について上下流、左右岸のバランスをとということですが、こちらも原案でお示ししたとおり、治水安全度のバランスを図りながら、本支川、上下流及び左右岸のバランスを図りながら、段階的かつ着実に整備を進めてまいりたいと思っております。

また、当面の進め方でございますが、特にご異存はないというふうに理解をさせていただきました。できる限り我々としても河川整備計画を早期に策定しつつ、整備計画の検討にあたりましては、今後とも都県の皆様と相互の立場を理解しながら、検討内容について認識を深めていくことと考えてございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから埼玉県さんからの自然環境の保全を進めている旨のお話がありました。これについても県さんと協力しながら、引き続き十分な対応をしていきたいと考えてございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。本日はいろいろと貴重なご意見、ご見解をいただきまして、ありがとうございます。さらにもしご意見等ございましたら、改めて書面でいただければ幸いです。

私のほうからコメントは以上ですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

6. 閉会

○河川調査官

それではこれもちまして、第3回の荒川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —

河砂第457号
平成27年12月24日

国土交通省関東地方整備局
河川部河川計画課長 様

埼玉県県土整備部河川砂防課長（公印省略）

荒川水系河川整備計画（原案）に対する意見について

埼玉県の河川行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省関東地方整備局におかれましては、荒川水系河川整備計画の策定に向けて、本格的に検討を進めているところですが、本県としては当該計画づくりに当たり、関係市町村及び関係行政機関の意見も大変重要であると考えております。

そこで、県といたしましては、荒川水系河川整備計画（原案）が公表されたことを受け、関係市町村及び関係行政機関に意見募集を行い、このほど、寄せられた意見を別紙のとおりまとめましたので送付させていただきます。

つきましては、対応方よろしくお願いいたします。

担当 計画調査担当

電話

FAX

荒川水系河川整備計画(原案)に対する意見

埼玉県 関係課

頁	行	意見	担当課
68	16~20	両水源地域ビジョンの推進のため、平成27年度から「荒川ビジョン推進協議会」が活動しているので明記してはどうか。 (修正案) ダム湖面は、釣り、水上スポーツ、レクリエーション等の場として利用されており、浦山ダム、二瀬ダム及び滝沢ダムでは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図っていく。このため、水源地域及び下流受益地の自治体、住民、関係機関と広く連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用、活用の促進及び上下流の住民交流等の「水源地域ビジョン」に基づいた取り組みを「荒川ビジョン推進協議会」の下に総合的に推進していく。	土地水政策課
15	15~19	清流ルネッサンス21・IIにおいて、浄化導水事業のみ行っていたように読める。「流域住民等が一体となって」と前置きするのであれば、導水事業以外にも、住民が行った清掃活動や水質調査等についても記載すべきではないか。	水環境課
37	6~8	「水質汚濁が著しい区間」が不明であり、そのような区間が現状としてあるのか疑問である。[2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題 (1)水質]において「水質汚濁が著しい」とは書かれていないこと、また、前段が水質改善に係る取組であることから、次のように記載を改めてはどうか。 「下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図るなど、さらなる水質改善に努める。」	水環境課
3 22	1~2 29	中上流部及び玉淀湖においてカワウの営巣が広がらないよう留意していただきたい。	みどり自然課
25 66	12~28 17~21	秩父多摩甲斐国立公園をはじめ県立長瀬自然公園や両神自然公園の特別地域など、自然公園に指定されている地域を流れているため、優れた自然の風景地の保全に配慮していただきたい。	みどり自然課
51 65	26~27 24~26	別添の「外来種被害防止行動計画」(平成27年3月26日 環境省、農林水産省、国土交通省)に定める国の役割に基づき、適切に対応していただきたい。	みどり自然課
12	6	「県営排水幹線改良事業」は「県営用排水幹線改良事業」の誤りではないか。	農村整備課
12	18	玉淀ダムが建設されているが、この記載がない。「大臣管理区間」ではないかもしれないが、同ページ26行目に「中流部の櫛挽用水」との記載があり、この取水施設が記載されていないのは不十分である。	農村整備課
28 64	8~10 21~24	中流部の一部の区間で河床低下を生じた箇所の記事があるが、流水改善水路調節堰付近(六堰頭首工付近)では土砂堆積が生じて対策に苦慮している。中流部は、河床低下だけでなく、土砂堆積で困っている箇所もあるので、誤解のない表現にしてほしい。	農村整備課
53	26~32	河道の維持管理についての記述がある。流水改善水路調節堰付近(六堰頭首工付近)では土砂堆積が生じて対策に苦慮しているので、適切な対応をお願いしたい。 なお、河川砂利については、コンクリート骨材として良質なものとなるため、民間事業者が採掘して持ち出せるよう、「砂利等の採取に関する規制計画」の見直し等を含めて検討してほしい。	農村整備課
59	18~25	許可工作物の機能の維持についての記述があるが、指導に偏っているように感じる。第2章27頁10行目から14行目に、ダム貯水池には、洪水により大量の流木やゴミが漂着するとあるが、六堰頭首工や玉淀ダムでもゴミの処理費用が課題になっている。上流から流れてくるゴミなので、河川管理者が支援するような施策も検討してほしい。	農村整備課
64	21	荒川では河床に土砂が堆積し、ダムや取水堰等の河川占用工作物の管理に支障となることがあることから、原案のように土砂についてモニタリングを実施することは賛同できるが、堆積土砂の移動については利水者にとって大きな負担となっていることから、部分的な土砂撤去を認めるなど、維持管理のコストについても最も効率的な方法を検討されたい。	農村整備課
64	30	武蔵水路は都市用水と河川浄化用水を導水する施設であるため、荒川の流況調整には利用できないと認識している。 原案のように、利根川等と連携を図りつつ広域的な低水管理を行うという表現については、意図しているところは河川維持用水のみとしても、利水流量までも調整できるという誤解を生じることから、表現を改めるべきである。	農村整備課
		荒川の堤防整備により治水の安全度は向上していると思われます。 管理している堤脚水路は、内水の排水対策で大変重要な施設であるので施工の段階で考慮願いたい。	農村整備課
15	15	特に、利根川水系を含む支川(綾瀬川、芝川、伝右川、毛長川、菖蒲川、笹目川、上戸田川)流域 (綾瀬川、伝右川及び毛長川は利根川水系であり、荒川河川整備計画において「支川」と記載した場合、当該河川も荒川水系と誤解されるおそれがあるため。)	水辺再生課
42	9	「5)洪水調節容量の確保」中、「荒川第二調節池」について、施工場所には大久保浄水場の取導水施設が位置しているため、荒川第二調節池の整備に当たり支障となることが想定される。よって、38頁29行目(堤防の整備)と同様に、関連施設に影響があるおそれがある場合には関係機関と調整の上、整備を行う旨明記していただきたい。	水道企画課
37	6、7	「下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図るとともに、水質汚濁が著しい区間において、さらなる水質改善に努める。」では、下水道が水質汚濁の主原因のように読み取られる可能性がある。水質環境基準未達成には様々な要因が考えられるため、1つの事業名を出すことは平等に欠ける。 そのため、「水質環境基準に満たない区間においては、関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図り、さらなる水質改善に努める。」に改めるよう意見する。	下水道管理課
65	9、10	「新たな指標による水質の評価等を実施し、」とは抽象的すぎるので、具体的な指標が案の段階で示されていないので削除すべきである。	下水道管理課

頁	行	意見	市町村	
30	9	整備計画(原案)では、「堤防、水門等の河川管理施設の耐震対策や河川津波対策を講ずる必要がある。」と記載されているが、その前提として、中央防災会議WGの報告や東日本大震災での被災発生を理由としている。 現在、検討が進められている「首都圏広域地方計画」において、10月に示された「中間整理(案)」の17ページ25行目には、「M7クラスの直下地震が発生する確率は30年間で70%程度と推定されている。」ことを根拠に、M7クラスの地震が起こるということを前提にして、対策を講じなければならないとしている。 両者の整合を図るために、対策を講ずる理由を、M7クラスの地震が発生することを前提にした対策としていただきたい。	さいたま市	
48	5	「緊急用船着場の整備、航路確保のための浚渫等の緊急輸送ネットワークの整備」にあたり、西遊馬地区河川防災ステーションが荒川航路の人や物資の輸送拠点として活用できるよう船着場からステーションまでの輸送経路の確保を検討していただきたい。	さいたま市	
		荒川河川整備計画(原案)について、加須市としては、一日も早く、この河川整備計画の内容を実現していただきたい。また、荒川左岸側の整備については、右岸側整備に遅れることなく推進してほしい。	加須市	
7	20	「吉見町の御成橋付近・・・」を、「吉見町と鴻巣市間の御成橋付近・・・」とするなど、「鴻巣市」の文言を追加していただきたい。	鴻巣市	
38		一級河川「江川」の排水先となる荒川の宮下樋管の整備について、計画への位置付けをお願いします。	鴻巣市	
47	7	内水対策について、一級河川「江川」では洪水による道路冠水が多発しており対応に苦慮しているため、荒川合流点におけるポンプ排水など内水対策について配慮していただきたい。	鴻巣市	
38	23	一級河川江川の排水先となる荒川の宮下樋管の整備について、計画への位置付けをお願いしたい。	上尾市	
47	7	一級河川江川の洪水により、市内では道路冠水が多発しており、対応に苦慮している。荒川合流点におけるポンプ排水など、内水対策について配慮をお願いしたい。	上尾市	
25 66	21 18	遺跡(埋蔵文化財)の保存につきましては、引き続き埼玉県教育委員会と協議して下さい。 その他の文化財の保存につきましては、市教育委員会と協議して下さい。	上尾市	
		平成27年9月の関東・東北豪雨を受けて実施されている「避難を促す緊急行動」の取組状況や成果を、本計画に反映するように務めていただきたいと思います。(例えば、トップセミナーで説明いただいた内容をP60の28行目、(11)地域における防災力の向上に詳しく記載する、河川事務所、地方公共団体、自治会等で実施する共同点検の結果を的確に「施行の場所」の表に反映するなど。)	朝霞市	
42	表5-4	表中10行目の埼玉県朝霞市内間木を埼玉県朝霞市大字上内間木に訂正をお願いいたします。	朝霞市	
46	表5-10	表中15行目の埼玉県朝霞市上内間木を埼玉県朝霞市大字上内間木に訂正をお願いいたします。	朝霞市	
54	表5-16	表中10行目の埼玉県朝霞市下内間木を埼玉県朝霞市大字下内間木に、 表中11行目の埼玉県朝霞市上内間木を埼玉県朝霞市大字上内間木に訂正をお願いいたします。	朝霞市	
55	表5-17	表中25行目の埼玉県朝霞市下内間木を埼玉県朝霞市大字下内間木に訂正をお願いいたします。	朝霞市	
56	表5-18	表中8行目の埼玉県朝霞市下内間木を埼玉県朝霞市大字下内間木に、 表中9行目の埼玉県朝霞市下内間木を埼玉県朝霞市大字下内間木に訂正をお願いいたします。	朝霞市	
58	表5-23	表中12行目の埼玉県朝霞市上内間木を埼玉県朝霞市大字上内間木に訂正をお願いいたします。	朝霞市	
16	1.4	桶川市域の旧荒川流域にあたる太郎右衛門地区には、現在手つかずの自然が多く残っています。これらを生かしつつ、なおかつ市民の生命を守るために、大災害に対応できるよう河川の整備を求めます。	桶川市	
38	5.1.1(1)	江川の排水先となる荒川の宮下樋管の整備について、計画への位置付けをお願いしたい。	桶川市	
38	5.1.1.(1)	桶川市の内水排水先となる荒川の石川樋管、柏原樋管の整備について、内水対策のご検討をしていただくとともに、計画への位置付けをお願いしたい。	桶川市	
38	5.1.1(1)	樋詰橋の冠水対策(構造の見直しや橋面高の見直し)について、周辺農家や周辺住民の使用が多いことからご配慮いただきたい。また、サイクリングロードに影響を及ぼす場合には、付け替え等の配慮をお願いしたい。	桶川市	
47	5.1.1(6)	江川の洪水により道路冠水が多発しており、市民生活に多大な支障をきたしているため、荒川との合流点に排水機場等の設置を行うなど内水対策について、ご配慮いただきたい。	桶川市	
38 47	5.5.1(1) 5.5.1(6)	・荒川の支川である一級河川江川では、平成27年7月の台風第11号において、高校生が亡くなるという大変痛ましい事件が発生し、江川の排水対策が急務であると考えています。江川の排水先となる荒川の宮下樋管の整備について、計画への位置づけをお願いします。 ・江川の起点に隣接する本市では、江川の支川である勝林雨水幹線への雨水流入抑制のための調整池を設ける等、下流への対策をとっていますが、江川では道路冠水が発生し、下流自治体では対応に苦慮しています。荒川合流点におけるポンプ排水など、内水対策について配慮をお願いします。	北本市	
		荒川河川整備計画(原案)について、三郷市として意見はありません。 本市は、浸水想定区域に含まれていることから、計画に基づき、早急な整備を要望いたします。	三郷市	
33	22	2. 5の今後取り組むべき課題で気候変動対応策の推進・大規模地震による大規模水害に対する対策を講ずる必要があると記載されている。また、3. 2の河川整備計画の対象期間では概ね30年間としている。対象期間内であっても、必要がある場合には、適宜見直しを行うとしている。この適宜見直しの表現があいまいであるので、5年ごとにとりか期限を切った表現に出来ないでしょうか。	坂戸市	
38	28~29	堤防からしみ出す雨水が堤防隣接地に悪影響を及ぼしていることから、堤脚水路の設置についても計画に記載をしていただきたい。 ※原案の概要書にある図面(P9)に堤脚水路が記載されています。	川島町	

荒川水系河川整備計画（原案）に関する意見

区	意見	備考
墨田区	<p>①「荒川将来像計画」に基づき自然地整備等進められているので、荒川水系河川整備計画に「荒川将来像計画」の計画推進等に関して盛り込む必要がある。</p> <p>②自転車事故、マナーの悪化等の問題については、「新・荒川下流河川敷利用ルール」に改定され、さらなる周知・啓発を図ることとなっているが、十分な改善には至っていない。誰もが安全で快適に河川敷を利用できるように、ルール改定等のソフト面の改善だけでなく、ハード面での対策も計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>③地震・津波遡上対策の「このため、耐震性能の照査結果に基づき必要に応じて耐震・液状化対策を行う。」との記述について、「必要に応じて」と記載され、実施するかどうか曖昧な記述になっているため、「具体的かつ積極的に対策を行う」との表記に修正をお願いしたい。</p> <p>④「表 5-13」という記載が重複している。</p>	別添 1 参照
江東区	高潮堤防の断面形状に対して高さ等が不足している区間については、早期に整備完了し、安全性を確保していただきたい。	別添 2 参照
北区	なし	
板橋区	なし	
足立区	<p>「1 章 15 ページ 河川環境の沿革」の中に「荒川将来像計画」策定の記述がありますが、「荒川将来像計画」の位置づけについて、記載をお願いいたします。</p> <p>（例）「4 章 33 ページ 河川整備計画の目標に関する事項」に 『下流部においては、「荒川将来像計画」を考慮し、自然環境の保全と秩序ある利用の推進を目指す。』のような文言を挿入するなど。</p>	別添 3 参照
葛飾区	<p>①葛飾区は、地震や水害などの災害に対して脆弱な地域であることから、本原案にある「5. 河川の整備の実施に関する事項」に掲げられた取り組みについては、とりわけ早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。</p> <p>②京成本線荒川橋梁架替事業を早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。</p>	別添 4 参照
江戸川区	江戸川区民の安全・安心を高めるため、河川施設の早期整備・実現を強く要望いたします。	別添 5 参照
東京都	・11 行目に上流部のアユ、ヤマメ釣り場等が記載されているが、下流部に関する漁業の記載がない。下流部では、しじみ・えむし・うなぎ等の漁業	別紙 6 参照

	<p>が行われており、しじみ・えむしの漁業権が設定されている。漁業・漁業権についての記載をお願いしたい。(例：末尾に「さらに、汽水域ではヤマトシジミ等の漁業が行われており、漁業権が設定されている。」と追加。)</p>	
--	--	--

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	墨田区 【代表】 都市整備部都市整備課 ■ ■ ■ ■ ■ ■ 【担当】 都市整備部都市整備課河川 ■ ■ ■ ■ ■ ■	
②住所	(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 墨田区
③電話番号又はメールアドレス	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所		⑤ご意見
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
		【意見1】 「荒川将来像計画」に基づき自然地整備等進められているので、荒川水系河川整備計画に「荒川将来像計画」の計画推進等に関して盛り込む必要がある。
2	24	【意見2】 自転車事故、マナーの悪化等の問題については、「新・荒川下流河川敷利用ルール」に改定され、さらなる周知・啓発を図ることとなっているが、十分な改善には至っていない。誰もが安全で快適に河川敷を利用できるように、ルール改定等のソフト面の改善だけでなく、ハード面での対策も計画に盛り込んでいただきたい。
5	45	【意見3】 地震・津波遡上対策の「このため、耐震性能の照査結果に基づき必要に応じて耐震・液状化対策を行う。」との記述について、「必要に応じて」と記載され、実施するかどうか曖昧な記述になっているため、「具体的かつ積極的に対策を行う」との表記に修正をお願いしたい。
5	50	【意見4】 「表 5-13」という記載が重複している。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	江東区 土木部 河川公園課 (連絡先：計画調整担当 ■■■)	
②住所	(都道府県名)	(市区町村名)
③電話番号又はメールアドレス	■■■■■■■■■■	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所	⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
5		<p>【意見1】</p> <p>高潮堤防の断面形状に対して高さ等が不足している区間については、早期に整備完了し、安全性を確保していただきたい。</p>

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	関東 太郎	
②住所	(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 北区
③電話番号又はメールアドレス	048-601-3151	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所	⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
■	◆	【意見1】(複数意見がある場合には意見ごとに分けてください) ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・ ・・・・・・・・ではないか。
○	×	【意見2】 ●●については・・・・・・・・・・であり、・・・・・・・・ ・・・・・・・・と思う。
△	▲	【意見3】 ○○は、・・・・・・・・・・である。 また、・・・・・・・・・・の場合は、・・・・・・・・・・も考えられる。 上記を勘案すると、・・・・・・・・・・が望ましいと考えられる。

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名	担当： 足立区 都市建設部 企画調整課 企画調整担当	
② 住所	(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 足立区
③電話番号又はメールアドレス	電話： XXXXXXXXXX メールアドレス： XXXXXXXXXX	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所		⑤ご意見
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
		<p>「1章 15 ページ 河川環境の沿革」の中に「荒川将来像計画」策定の記述がありますが、「荒川将来像計画」の位置づけについて、記載をお願いいたします。</p> <p>(例) 「4章 33 ページ 河川整備計画の目標に関する事項」に 『下流部においては、「荒川将来像計画」を考慮し、自然環境の保全と秩序ある利用の推進を目指す。』のような文言を挿入するなど。</p>

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	葛飾区	
②住所	(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 葛飾区
③電話番号又はメールアドレス		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所	⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
5,6	38 以降	<p>【意見1】 葛飾区は、地震や水害などの災害に対して脆弱な地域であることから、本原案にある「5. 河川の整備の実施に関する事項」に掲げられた取り組みについては、とりわけ早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。</p>
	41	<p>【意見2】 京成本線荒川橋梁架替事業を早期に完成させ、治水安全度の向上を図っていただきたい。</p>

「荒川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名	江戸川区土木部 [REDACTED]	
②住所	(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 江戸川区
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	
意見該当箇所	⑤ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
		<p>荒川水系河川整備計画（原案）については、異存ありません。</p> <p>江戸川区民の安全・安心を高めるため、河川施設の早期整備・実現を強く要望いたします。</p>

荒川水系河川整備計画（原案）の内容に関する意見用紙

所属(課・係): 東京都

担当者名: _____

頁	意見等
p. 24 18行目	11行目に上流部のアユ、ヤマメ釣り場等が記載されているが、下流部に関する漁業の記載がない。下流部では、しじみ・えむし・うなぎ等の漁業が行われており、しじみ・えむしの漁業権が設定されている。漁業・漁業権についての記載をお願いしたい。（例：末尾に「さらに、汽水域ではヤマトシジミ等の漁業が行われており、漁業権が設定されている。」と追加。）